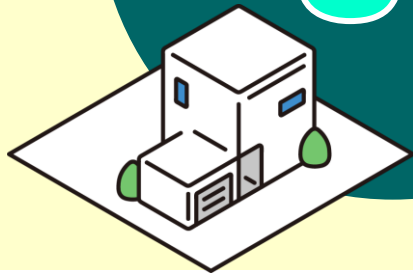


長浜市こども若者 次世代住宅新築補助金

補助金額

最大 **50** 万円



子育て世帯及び若者夫婦世帯の本市への移住・定住を促進するとともに、ゼロカーボンシティを推進するため、新築住宅の取得を市独自の補助金で支援します

■基本額：20 万円

■加算額：各要件を満たすごとに
10 万円

加算要件：子育て世帯、市外からの転入世帯※1、ZEH 水準の住宅※2

※1 補助金を申請する日の 1 年前の日から実績報告の日までに転入する世帯員を含む世帯

※2 断熱等性能等級 5 以上(UA 値 0.6 以下)かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上の住宅(実績報告時に第三者機関による証明書類が必要です)

補助対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ◆ 子育て世帯又は若者夫婦世帯に属しており、補助対象住宅にその世帯員が同居する方
※子育て世帯… 交付申請を行う年度の4月1日において18歳未満の子どもを扶養する世帯
若者夫婦世帯… 交付申請を行う年度の4月1日において夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
- ◆ 長浜市に居住するために、次のいずれかの契約を締結した方
注文住宅を建築するための工事請負契約 / 新築分譲住宅を購入するための売買契約
- ◆ 補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上である方
- ◆ 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他法令に基づき、日本国に永住権を有している方
- ◆ 補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助対象住宅に居住できる方

補助対象住宅(次の要件をすべて満たす住宅)

- ◆ 工事請負契約により令和6年4月以後に着工された、もしくは着工される予定の注文住宅または売買契約を令和6年4月以後に締結し、契約時点で築1年を経過していない新築分譲住宅
- ◆ 実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在する
- ◆ 令和8年2月末日までに引渡しを受ける
- ◆ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に違反する住宅又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅ではない

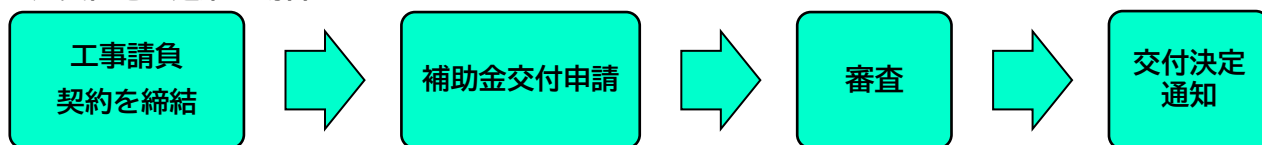
※申請にあたり、下記のいずれかの要件に該当する場合は申請できません。

- ・補助対象住宅の居住部分が、自己の居住の用以外に供されている場合
- ・補助対象住宅の居住者に、市税等(長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号の市税等をいう。)の滞納をしているものがある場合
- ・補助対象住宅の居住者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号の暴力団員がいる場合
- ・補助対象住宅の居住者に、過去に長浜市こども若者次世代住宅新築補助金、長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金、長浜市居住促進事業助成金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金又は長浜市子育て世帯・若者夫婦のZEH住宅等新築支援事業補助金の交付を受けているものがある場合

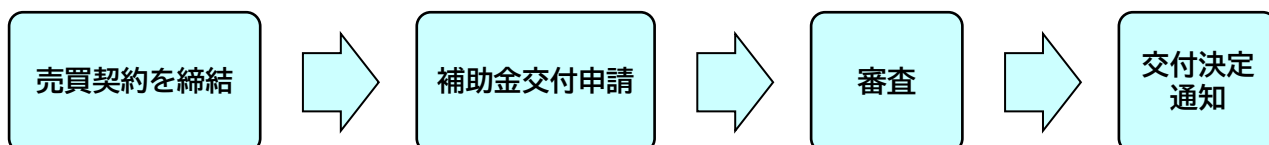
基本的な申請の流れ

契約～令和7年3月14日までに申請してください。(※予算が無くなり次第受付を終了します。)

■注文住宅の建築の場合



■分譲住宅の購入の場合



申請方法

次の必要書類を申請書(様式第1号)に添えて、長浜市住宅課までご提出ください。

申請時の必要書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 当該住宅の位置図
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合は、住民票の写し
- (5) 注文住宅の建築工事が交付申請書の提出時点で着工していない場合は、工事着工前の写真
- (6) 注文住宅の建築工事が交付申請書の提出時点で着工している場合は、令和6年4月以後に着工したことの分かる書類(参考様式第1号または参考様式第2号)
- (7) 補助対象住宅を共有する場合、共有名義者同意書(様式第3号)
- (8) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合、外皮性能及び一次エネルギー消費量が分かる書類(BELS等の評価に係る申請時に提出するもの等)
- (9) 施工業者が手続を代行する場合、手続代行届(様式第4号)
- (10) 補助対象住宅の居住予定者で、申請時点において別世帯のものがいる場合は、当該別世帯の者の本市の市税等の納税証明書又は完納証明書(市税・国民健康保険料・固定資産共有分)
- (11) その他市長が必要と認める書類

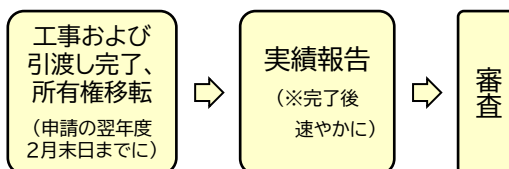
事業完了後

事業が完了しましたら、長浜市住宅課まで実績報告書類をご提出ください。

実績報告時の必要書類

- (1) 補助事業に係る費用の支払が確認できるもの
- (2) 補助対象住宅の全体写真
- (3) 登記事項証明書の写し(所有権の保存登記又は移転登記が完了したもの)
- (4) 建築基準法に基づく検査済証の写し(建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、同項第4号の規定により指定される区域以外の区域にある場合、建築工事届の写し)
- (5) ZEH水準を満たす性能の住宅の場合、次のいずれかの書類
BELS評価書の写し、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書又は性能向上計画認定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

■実績報告の流れ



電子申請が可能です



お問い合わせ

長浜市 住宅課 住まい政策係(本庁2階)

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

☎ 0749-65-6533

✉ jutaku@city.nagahama.lg.jp

詳細はこちらをご覧ください

URL: <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000014726.html>